

○災害時における児童生徒への学用品給与要綱

平成21年4月14日

飯塚市告示第97号

改正 H30-223

(趣旨)

第1条 この告示は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により喪失又は損傷等をした学用品の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(H30-223一改)

(給与対象)

第2条 給与の対象者は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある市立小学校児童又は市立中学校生徒とする。ただし、災害救助法(昭和22年法律第118号)の規定の適用を受けるときは、この限りでない。

(H30-223一改)

(給与の種類及び費用)

第3条 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の現物をもって行うものとする。

(1) 教科書

(2) 文房具(通学用品を含み、年度当初に購入し就学上必要な物品に限る。以下同じ。)

2 前項各号に掲げる学用品の給与のため支出できる費用の額については、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年内閣府告示第228号)の定めるところによる。

(H30-223一改)

(被害状況調査)

第4条 この告示の適用を受ける児童又は生徒がいるときは、当該学校長は、別に定める被災状況調査書により飯塚市教育委員会に速やかに報告するものとする。

(補則)

第5条 この告示に定めるもののほか、事務に用いる様式その他の給与に必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成21年4月1日以後に発生した災害から適用する。

附 則(平成30年8月15日 告示第223号)

この告示は、告示の日から施行する。